

消費税の2割特例が適用できるか確認しましょう

青色申告会

1. 2割特例が適用できない場合があります

個人の免税事業者がインボイス発行事業者になったときは、売上税額の2割を納税額とする2割特例を令和8年分の申告まで適用できます。

ただし、次のような場合には適用できません。2割特例を適用できないときは、一般課税か簡易課税での申告になります（裏面参照）。お早めに青色申告会にご相談ください。

- ① ことしの2年前（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えるとき
- ② 次の㊦や㊧などの理由で事業者免税点制度の適用が制限されるとき
 - ㊦ ことしの前年1月1日～6月30日（特定期間）の課税売上高が1千万円を超えるとき
 - ㊧ ことが一般課税により高額特定資産（税抜き1千万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産）の仕入れをした年の翌年から2年以内のとき

※ インボイス制度導入前から課税事業者の方がインボイス発行事業者になった場合でも、基準期間の課税売上高が1千万円以下であれば2割特例を適用できます（②に該当する場合を除く）。

2. ことしの2年前（基準期間）の課税売上高の考え方

課税売上高とは、消費税が課税される売上げ、車両や建物などの事業用資産の売却代金、輸出取引などの消費税が免税される売上げなどをいいます。基準期間が、㊦免税事業者のときと㊧課税事業者のときでは、課税売上高の考え方が異なります。

㊦免税事業者のとき … 売上高には消費税が含まれていませんので、税抜処理をしません。

売上高 1,100 万円 → 課税売上高 1,100 万円

㊧課税事業者のとき … 売上高には消費税が含まれていますので、適用税率ごとに税抜処理をして、その合計を課税売上高とします。

《計算例》

(適用税率が 10%) 課税売上高 550 万円	$\times \frac{100}{110} = 500 \text{ 万円}$	} 合計 1,200 万円
(適用税率が 8%) 課税売上高 756 万円	$\times \frac{100}{108} = 700 \text{ 万円}$	

※1 売上返品、売上値引、売上割戻などがある場合は、それらの金額を課税売上高から除きます。

※2 インボイス発行事業者の登録により、年の途中で免税事業者から課税事業者になった場合は、上記の㊦と㊧の期間に分けて計算した金額の合計が1年間の課税売上高になります。

3. 基準期間の課税売上高を計算してみましょう

	基準期間の決算書 に記載した売上高※		基準期間の課税売上高
㊦免税事業者のときの金額	円	税抜処理なし →	円
㊧課税事業者のときの金額			
内訳（適用税率が 10%）	円	税抜処理あり →	円
（適用税率が 8%）	円		円
合計	円	合計	円

※ 決算書記載の売上金額や収入金額に、住宅の貸し付けによる不動産収入や商品券販売による売上げなど非課税売上げがある場合は、その金額を除きます。

4. 税額計算の考え方

■ 2割特例 → 令和8年分の申告まで適用できます。

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{売上げの消費税額} \times \text{8割}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

■ 一般課税 → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存が必要です。

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{【仕入控除税額】(実額)} \\ \text{仕入れや経費} \\ \text{の消費税額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{納付税額} \\ \text{または還付税額} \end{array}}$$

■ 簡易課税 → 仕入れや経費の区分記帳とインボイスの保存は必要ありません。

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

※1 一般課税は、売上げの消費税額より仕入控除税額が大きいと税金が還付されます。

※2 簡易課税は、記帳の負担は軽減されますが、一般課税で申告すれば税金が還付されるケースでも還付されません。簡易課税で申告するには、原則として前年末日までに簡易課税制度選択届出書を税務署に提出する必要があります。ただし、前年分で2割特例を適用し、当年分に簡易課税を選択するときは、当年中に同届出書を提出すれば、簡易課税で申告できます。

事業区分（みなし仕入率）	主な事業内容（事業区分は取引ごと判定します）
第一種事業（90%）	卸売業
第二種事業（80%）	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第三種事業（70%）	農業・林業・漁業（第二種に該当する部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業
第四種事業（60%）	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など（第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業）
第五種事業（50%）	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食店業を除く）
第六種事業（40%）	不動産業

5. 2割特例と簡易課税の納税額試算表

次の試算表は、課税期間を通して2割特例または簡易課税を適用したときの納税額の目安です。消費税は所得税のような延納制度がありません。納税の事前準備をしてください。

課税売上高すべてが 一つの税率・事業区分と想定		2割特例	簡易課税 事業区分（みなし仕入率）					
			第一種 (90%)	第二種 (80%)	第三種 (70%)	第四種 (60%)	第五種 (50%)	第六種 (40%)
課税期間の課税売上高	税率	納税額 各欄の上段は標準税率 10%、下段は軽減税率 8%での試算額						
200 万円	10%	36,200	18,000	36,200	54,400	72,600	90,800	108,900
	8%	29,600	14,700	29,600	44,300	59,200	—	—
300 万円	10%	54,400	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300	22,100	44,300	66,500	88,800	—	—
400 万円	10%	72,600	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200	29,600	59,200	88,800	118,400	—	—
500 万円	10%	90,800	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	36,900	73,900	111,000	148,000	—	—
600 万円	10%	108,900	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	44,300	88,800	133,200	177,600	—	—
700 万円	10%	127,100	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500	51,700	103,500	155,500	207,300	—	—
800 万円	10%	145,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	59,200	118,400	177,600	236,900	—	—
900 万円	10%	163,500	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200	66,500	133,200	199,800	266,500	—	—
1,000 万円	10%	181,700	90,800	181,700	272,600	363,500	454,400	545,300
	8%	148,000	73,900	148,000	222,100	296,200	—	—

制作：一般社団法人 全国青色申告会総連合 25.7.31 [改訂]